

議会改革検討部会 報告書

平成23年3月

議会改革検討部会

部会長	富本	卓
副部会長	青木	さちえ
委員	河津	利恵子
委員	増田	裕一
委員	北	明範
委員	大泉	時男
委員	はなし	俊郎
委員	鈴木	信男
委員	原口	昭人
委員	奥山	たえこ
委員	横田	政直

目 次

1	報告にあたり	1
2	報告事項	
	○来期に向けた議会改革の課題とその進め方に関する検討のまとめ	2
3	会議開催の経過	4
4	資料編	5
	議会改革検討部会設置要綱 (22. 12. 27 決定)	
	議会改革アンケート (平成 17 年 7 月実施) 集計結果及び実施状況	
	地方自治法改正案に関する新聞記事	
	抽出された課題等の整理	
	議会改革の推進に関する申送り事項	

1 報告にあたり

杉並区議会では、来るべき地方分権、地域主権時代の到来に備えて、平成17年に議会改革検討調査部会を設置し、今年度まで6期にわたる検討を行ってきました。その部会での議論を踏まえて、今期の議会では、土曜議会の開催、インターネット録画中継の実施、議会広報の刷新などを実施してきました。また、その他にも議長交際費のホームページでの公開や議員報酬の日割り計算の導入など、常に「開かれた議会、討議する議会、衆知を集める議会、行動する議会」を目指し、議会改革に取り組んできました。

また、これからの少子高齢社会においては、住民に最も身近な自治体議会、自治体議員の役割は飛躍的に増大し、その権能は強化される方向に進んでいくこととなります。

しかしながら、現状の地方議会を取り巻く状況や住民意識は、昨今の阿久根市や名古屋市などの事例が示すように、私たちが進めてきた改革のスピードや成果をはるかに超える厳しさがあると強く感じる所であります。

今こそ、私たち地方議会、地方議員は、この厳しい現状を直視し、これからの日本社会において絶対に必要な存在であるという誇りと自覚に立ち、自らの存在意義を自らで勝ち取る努力、即ち自らの手で自らの改革をこれまで以上に強力で押し進めていかななくてはなりません。

そういう中、私たち杉並区議会では今期の議会の改革を総括し、新生議会へその改革の灯を繋げていくため、今般、この議会改革検討部会を新たに立ち上げました。

もとより新生議会における議会改革については、新生議会の構成員たる新議員で議論し、決定すべきことではありますが、是非とも我々の強い思いを汲みながら、迅速な体制整備の下、活発な議論が展開され、議会改革がより進展することを切に願うものであります。

結びに、改選期を控えた厳しい日程の中、熱心に議論を繰り広げ、多様な意見や思いがある中で一定の意見集約にご努力いただいた部会委員各位と、サポート役を務めていただいた議会事務局に感謝申し上げます。

議会改革検討部会
部会長 富本 卓

2 報告事項

○杉並区議会の来期に向けた議会改革の課題及び進め方に関する検討のまとめ

(1) 検討経過

杉並区議会議会改革検討部会設置要綱（平成 22 年 12 月 27 日決定）第 1 条に定める「杉並区議会の来期に向けた議会改革の課題及び進め方」について、以下の日程で検討を進めた。

第 2 回（23.2.16）・・・・・・来期に向けた議会改革の課題及びその進め方に関する検討
（課題の抽出と来期の進め方について意見交換）

第 3 回（23.2.24）・・・・・・来期に向けた議会改革の課題及びその進め方に関する検討
（課題の抽出と来期の進め方について意見交換）並びに決議案の検討

第 4 回（23.3.4）・・・・・・報告書（案）及び申送り事項（案）の検討・確認

(2) 検討の進め方

平成 17 年に全議員を対象に実施した「議会改革アンケート（平成 17 年 7 月実施）集計結果及び実施状況」（資料編参照）等を参考資料として、来期に向けた議会改革の課題を抽出し、整理するとともに、その進め方について意見交換を行った。

なお、部会の検討を進めるにあたり、抽出した課題は項目を指摘するに留め、進め方についても検討の方式を挙げるのみとすることを確認した。

(3) 検討結果

委員から抽出された課題及びその進め方に関する意見等は以下のとおりである。

なお、これらの議論を通じ、区議会として議会改革の推進について決議すべきであるとの意見が多数を占めたが、最終的には、部会として、議会運営委員会に対し、新生議会への申送り事項を報告することに決定した。

【抽出された課題及び意見】

各委員から抽出された課題及び意見は以下のとおりである。なお、括弧内は課題として抽出した委員数を示している。（複数回答）

① 議会基本条例(6)

意見

- ・第 5 期部会で議会基本条例の調査研究を行った経緯があり、制定の必要性については異論はなかった。
- ・通年議会等挙げられた課題についても議会基本条例の議論のなかで深めれば良く、独立の課題として設ける必要はない。
- ・二元代表制の議論を通じて実のある条例に向けた検討を行う必要がある。
- ・新たな基本構想や総合計画の策定が予定されているため、議会基本条例についての議論の中でも、特に議決条例については先行して検討する必要がある。

② 議決条例(3)

意見

- ・新しい基本構想の審議にも入っており、各種計画も新たなものとなるので、議決権の拡大が必要である。

③ 通年議会(3)

意見

- ・専決処分をできるだけ少なくし、議長主導で議会を開く意味でも必要である。

④ 議会のあり方(1)

意見

- ・二元代表制の下での本来の議会のあり方について議論を深める。

⑤ 議員のあり方(2)

意見

- ・地方議会に対する住民の目線も大変厳しくなっており、議員報酬や議員定数等を含めて検討する必要がある。
- ・議員のあり方については議会基本条例や議決条例の検討の中に含むこととし、独立の課題としなくてもよい。

⑥ 議員報酬(1)

⑦ 議員定数(2)

意見

- ・議員定数については様々な考え方があるので、多面的に検討する必要がある。
- ・行政を監視するにふさわしい人数を検討すべきである。

⑧ 請願・陳情の審査率向上(2)

意見

- ・区民の願いに応えるため、時機を見て積極的に審査すべきである。
- ・区民の声である請願・陳情がたなざらしとなっている。

⑨ 来期の議会で抽出(2)

意見

- ・課題については新生議会が決めればよいことであり、今期の議会では課題を選ぶ必要はない。

【進め方に関する提案及び意見】

各委員から提案された方式及び意見は以下のとおりである。なお、括弧内の数字は提案のあった委員数を示している。

(1) 特別委員会方式(2)

- ・位置付けを明確にして議論していくことが重要である。

(2) 検討部会方式(7)

① 議員でのみ構成(5)

- ・区民に記録が公開される現行の方式が良い。

② 区民を加えた構成(2)

- ・区民を加えた部会でなければ、特別委員会方式が良い。

【決議案について】

複数の委員から、来期に向けて、議会改革について今期の議会として強い意思を示したいとの提案があった。

部会で協議した結果、来期も議会改革を推進していくことを求める今期議会の意思の表明として、第1回定例会において、部会での検討の経過を踏まえた決議案を提出すべきであるとの意見が多数を占めたが、決議案を提出する必要はないとの意見もあった。

【申送り事項について】

複数の委員から、議会改革の推進に関する新生議会への申送り事項を議会運営委員会に報告したいとの提案があり、部会で協議した結果、報告することについて全委員が一致した。

3 会議開催の経過

開催日	主な内容
第1回 平成23年 1月31日	正副部会長の選出 今後の会議の進め方について
第2回 2月16日	「来期に向けた議会改革の課題及びその進め方」に関する検討 (課題の抽出と来期の進め方について意見交換)
第3回 2月24日	「来期に向けた議会改革の課題及びその進め方」に関する検討 (課題の抽出と来期の進め方について意見交換) 並びに決議案の検討
第4回 3月4日	報告書(案)及び申送り事項(案)の検討・確認

資料編

- 議会改革検討部会設置要綱（22.12.27 決定）
- 議会改革アンケート（平成17年7月実施）集計結果及び実施状況
- 地方自治法改正案に関する新聞記事
- 抽出された課題等の整理
- 議会改革の推進に関する申送り事項

杉並区議会議会改革検討部会設置要綱

〔平成 22 年 12 月 27 日
22 杉 議 会 第 1098 号〕

(設置)

第 1 条 杉並区議会の来期に向けた議会改革の課題及び進め方について検討することを目的として、杉並区議会議会改革検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(構成)

- 第 2 条 部会は、委員 11 名以内をもって構成し、部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は委員の互選によって選出し、会議を統括する。
 - 3 副部会長は部会長が指名し、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第 3 条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

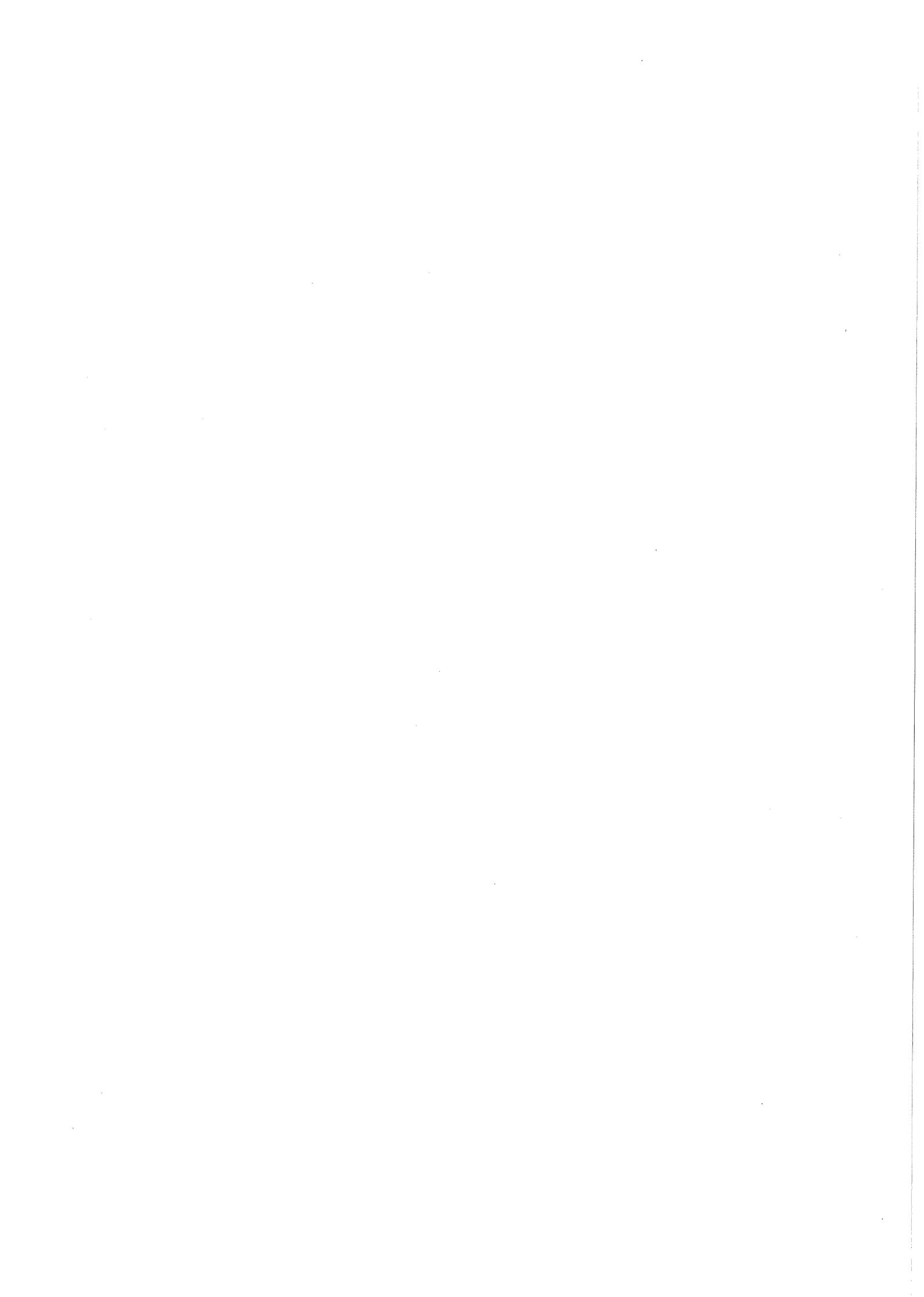
第 4 条 部会の庶務は、区議会事務局議事係において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、部会の会議その他部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 27 日から施行する。



議会改革アンケート（平成17年7月実施）集計結果及び実施状況

分野	分類	件数	実施状況※ (平成23年 1月現在)
【A分野】 議会広報・情報公開・請願陳情	インターネット中継・CATV	16	○
	議会HP	11	○
	広報	15	△
	議会PR	24	○
	会議記録	11	
	請願・陳情・要望	16	
	傍聴	11	○
	政務調査費等	13	○
	倫理条例	3	
	他	3	
	計	123	
【B分野】 議会権限の強化・政策立案能力の向上	重要案件の議決	6	
	専決処分・契約	6	
	報告事項の拡充等	6	
	議会の独立性	9	
	議会予算	2	
	事務局体制	8	△
	議員研修・交流	10	
	諮問機関	2	
	図書・資料等の充実・共有化	5	
	他	3	
	計	57	
【C分野】 効率的・効果的な議会運営	費用弁償	12	○
	報酬等	10	△
	議員定数	9	
	一般質問・討論	15	
	特別委員会	6	
	予算・決算特別委員会	6	
	委員会運営	17	△
	視察調査	12	○
	議事運営	6	
	人事案件	3	
	議員提出議案	3	△
	意見書・決議	3	
	会議条例・規則等	10	△
	各種任期・選出方法	22	
	各種審議会	5	
	事務の見直し	6	
	情報機器等の活用	11	△
	他	7	
	計	163	
【D分野】 その他	議会棟管理	4	○
	議場設備	5	
	議員控室等	3	
	他	4	
計	16		
合計	359		

※ ○実施済
△一部実施済(予定を含む。)



地方議会 通年制も

自治法改正案の概要判明

リコール要件緩和

菅政権が通常国会に提出する地方自治法の抜本改正案の概要が判明した。現在は年4回程度の定例会期制となっている自治体議会を1年間にわたる通年制にもできるようにするほか、直接請求制度（リコール）は必要署名数の要件を緩和。国が違法な事務処理を続ける自治体を裁判所に提訴することもできるようになる。

（稲垣直人）

現在の地方議会は定例会や臨時会があり、国会と同じように1年のうち一定期間中に議会が開催されている。総務省の「地方行政検討会議」（議長・片山善博総務相）では「幅広い層の住民が議員として参加するため、議会は長期にわたり開会されているこ

地方自治法改正案の主なポイント

- 地方議会は定例会・臨時会の区分を設けず、通年会期とすることができる
- 議長などが臨時議会の招集請求をしても議長が招集しないとき、議長が臨時議会を招集できる
- 首長の専決処分は、副知事・副市町村長の選任を対象外とする
- 議会の解散、解職請求に必要な署名数の要件を緩和する（有権者数16万～40万人は6分の1に、有権者数40万人超は10分の1に）
- 「大規模な公の施設」の設置について、住民投票に付することができる。住民投票で過半数の同意が得られなければ設置はできない
- 国が自治体に違法の是正要求をしても応じず、その自治体が「国地方係争処理委員会」への申し立てもしない場合、国は訴訟を起すことができる

とが必要」といった意見が出ていた。

鹿児島県阿久根市では、市長が市議会を招集しなかったため議長と議会の対立が深刻化した。こうした事態を防ぐため、通年開会を望む自治体は、条例で定めて通年会期も選択できるようにする。

直接請求制度の改正は、片山総務相の「住民による監視、住民自治の強化が必要」との意向を反映したものだ。

議会の解散請求や議員の解職請求について現行制度では、有権者が40万人までは3分の1の署名が、有権者が40万人を超える場合は「40万人

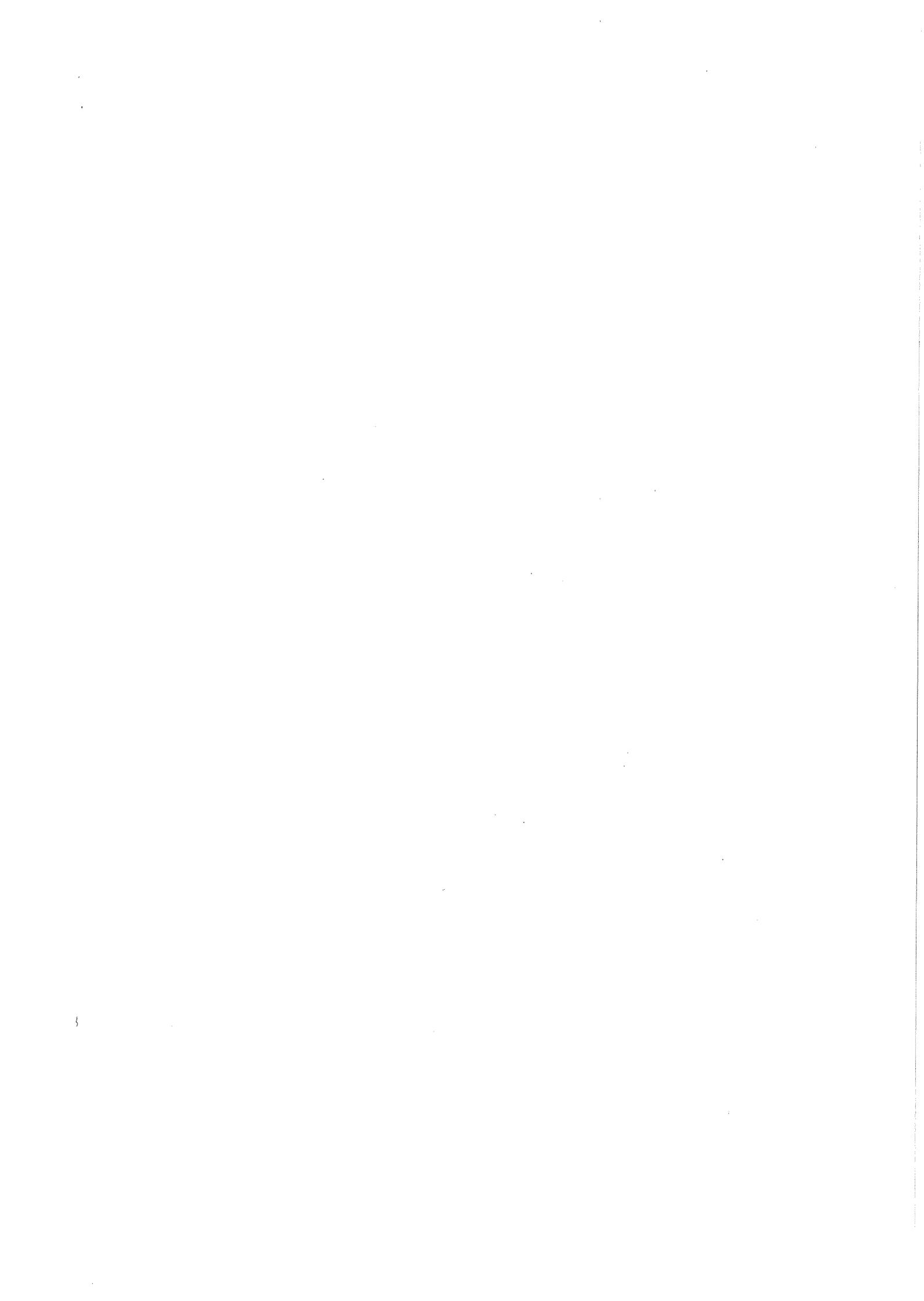
の3分の1」に「40万人を超える有権者数の6分の1」を足した署名が必要だ。大都市部でこれだけの署名を集めるのは難しく、名古屋市で市議会解散の直接請求を主導した河村たかし市長（当時）も要件の緩和を訴えていた。

今回の改正案では、有権者数16万～40万人については6分の1に、40万人を超える部分は10分の1に必要な署名数のハードルを下げる方向だ。

国が是正を求めても違法な事務処理を続ける自治体に対し、国が裁判所に違法確認を求めて提訴できるようにすることも改正点の一つだ。

現行では、自治体が法令に違反する事務処理をしていると国が判断すれば、国は自治体に是正要求・指示ができる。自治体は是正要求に対し、第三者委員会の「国地方係争処理委員会」に審査申し立てができ、その結果に不服な場合は高等裁判所に提訴できる。だが、国はこうした申し立てや提訴はできない。

このため自治体は是正要求に応じず、係争処理委に申し立てもしないまま違法事務を続けた場合、国の提訴権を事実上の対抗策として認める。



抽出された課題等の整理

	抽出された課題※()内は委員数。複数回答あり。	来期検討の方式※()内は委員数。
1	議会基本条例(6)	特別委員会(2) 議員による部会(5) 市民を加えた部会(2)
2	議決条例(3)	
3	通年議会(3)	
4	議会のあり方(1)	
5	議員のあり方(1)	
6	議員報酬(1)	
7	議員定数(1)	
8	請願・陳情の審査率向上(1)	
	来期の議会で抽出(2)	



議会改革の推進に関する申送り事項

地方分権が進展しつつある中、地方議会の果たす役割は重要性を増しており、議会活動の充実・強化とともに、公開性や透明性の向上を図ることが一層求められている。

こうした中、杉並区議会は、これまで積み重ねてきた改革の成果を踏まえ、議員間の真摯な議論を通じて議会改革を一層推進していく必要がある。

議員定数、議員報酬、通年議会、二元代表制のあり方や（仮称）議決条例等、今後検討を要する様々な課題があるが、特に（仮称）議会基本条例については、改選後の新生議会において直ちに議論すべき課題とし、これらを検討する組織体制を含め、（仮称）議会基本条例が実のあるものとなるよう、活発な議論がなされることを強く希望する。

右、申送りする。

平成 23 年 3 月 9 日

議会改革検討部会

